

参考例規

○ 関市自治基本条例

平成26年関市条例第40号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 基本原則（第4条）
- 第3章 市民の権利、役割及び責務（第5条—第9条）
- 第4章 議会の責務（第10条）
- 第5章 行政の責務（第11条—第13条）
- 第6章 市政運営（第14条—第17条）
- 第7章 情報の共有等（第18条—第20条）
- 第8章 参画及び協働（第21条—第27条）
- 第9章 国、県その他の自治体との協力等（第28条・第29条）
- 第10章 関市自治基本条例推進審議会（第30条）
- 第11章 その他（第31条）

附則

関市は、日本の中心に位置し、市内には、清流として名高い長良川やその支流である板取川、武儀川、津保川が流れています。また、日本刀鍛錬、小瀬鶉飼など流域に住む人々の様々な伝統文化が財産として守り続けられています。この豊かな自然、積み重ねられた歴史、育まれてきた文化など貴重な地域資源を背景に地場産業が栄え、刃物のまちとして発展してきました。

わたしたちは、先人の英知によって築かれ、平成の市町村合併により生まれ変わったこのまちを誇りに思い、誰もが心豊かに安心して暮らすことができるまちとして、未来を担う子どもたちへ引き継ぎます。

子どもからお年寄りまで全ての市民は、まちづくりに大切な存在です。わたしたちは、市民一人ひとりの考えが大切にされ、市民が主役であることが実感できるまちを市民、議会及び行政が協働してつくっていきます。

そのためには、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、価値観を認め合いながら人や地域のつながりを大切にしなければなりません。また、全ての市民が市政に関心を持ち、まちづくりに理解を深め、その取組に主体的かつ自律的に参画することが必要です。

わたしたちは、地方自治の本旨にのっとり、関市のまちづくりの原則や仕組みなどを明らかにし、全ての市民が心豊かに幸せを感じることができるまちの実現のためにこの条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、関市のまちづくりの基本原則を定め、市民の権利、役割及び責務、議会及び行政の責務並びに市民参画の施策を明らかにすることにより、協働によるまちづくり及び市民自治を推進することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 市内に住む人、市内で働く人、市内で学ぶ人及び事業者（市内で事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。以下同じです。）をいいます。

- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 住みよい地域社会を目指して、市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。
- (4) 参画 市の事業、政策等の立案、実施等に市民が主体的に参加することをいいます。
- (5) 協働 市民、議会及び行政が対等な立場で連携し、協力することをいいます。
(条例の位置付け)

第3条 この条例は、関市のまちづくりの最も大切な理念を定めるものであり、市民、議会及び行政は、この条例の規定を守ります。

2 行政は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに計画の策定及び見直しに当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

第2章 基本原則

(基本原則)

第4条 市民、議会及び行政は、次の基本原則に基づき、まちづくりを推進します。

- (1) 市民が主役のまちづくり
- (2) 市民が生涯にわたり自由に学び合うまちづくり
- (3) 市民が参画するまちづくり
- (4) 市民、議会及び行政が協働するまちづくり
- (5) 情報を提供し共有するまちづくり
- (6) 自然、歴史、文化、産業等の地域資源を生かすまちづくり

第3章 市民の権利、役割及び責務

(市民の権利)

第5条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) 行政サービスを受け、安心して暮らす権利
- (2) まちづくりに関する情報を知る権利
- (3) まちづくりに関して学ぶ権利
- (4) まちづくりに参画する権利

(市民の役割及び責務)

第6条 市民は、まちづくりの主役であることを自覚し、まちづくりに参画します。

2 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持ちます。

(子どもの権利)

第7条 市民、議会及び行政は、子どもが未来の担い手として尊重され、まちづくりに参画することができるよう努めます。

(高齢者、障がい者等の権利)

第8条 市民、議会及び行政は、高齢者、障がい者等が地域社会の一員としてまちづくりに参画することができるよう努めます。

(事業者の社会的責任)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会への貢献に努めます。

第4章 議会の責務

(議会の責務)

第10条 議会は、市政に関する重要事項を決定し、市政運営が適正に行われるよう監視します。

2 議員は、市民の多様な意見を聴き、議会の活動に反映します。

3 議員は、議会の活動に関する情報を市民に提供します。

第5章 行政の責務

(行政の責務)

第11条 行政は、市政運営に関する事務を執行するに当たり、市民の意思を反映します。

(市長の責務)

第12条 市長は、施政方針を明らかにし、市民のために効率的な市政運営を行います。

2 市長は、市民のために将来を展望し、持続可能なまちづくりを推進します。

3 市長は、市民の意見を聴く機会を設けます。

(職員の責務)

第13条 職員は、知識の習得及び能力の向上に努め、公正かつ誠実に職務を行います。

2 職員は、地域社会の一員であることを自覚し、市民との信頼関係を築き、協働してまちづくりを推進します。

第6章 市政運営

(総合計画)

第14条 市長は、計画的に市政を運営するため、基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。この場合において、基本構想は、議会の議決を経ることとします。

2 市長は、総合計画を着実に推進するため、総合計画の適切な進行管理及び評価を行います。

3 市長は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、広く市民の意見を聴きます。

(財政運営)

第15条 市長は、長期財政計画を策定し、将来にわたり健全な財政運営を行います。

2 市長は、総合計画に基づいて予算を編成し、これを適切に執行します。

3 市長は、予算編成の過程、予算執行、決算等の財政状況を市民に分かりやすく公表します。

(行政評価)

第16条 市長は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施します。

2 市長は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、市政運営に反映します。

(危機管理)

第17条 行政は、自然災害、重大な事故等の様々な緊急事態に備え、市民、議会及び関係機関と連携し、危機管理を行います。

第7章 情報の共有等

(情報の共有)

第18条 市民、議会及び行政は、協働のまちづくりを推進するため、必要な情報を提供し、共有します。

(個人情報保護)

第19条 市民、議会及び行政は、まちづくりに関する情報の収集、利用及び提供に当たっては、個人情報について慎重かつ適切に取り扱います。

(説明責任)

第20条 行政は、市政運営に関する情報を市民に分かりやすく説明します。

2 行政は、市民の意見、提案及び要望に誠実かつ速やかに答えます。

第8章 参画及び協働

(審議会等)

第21条 行政は、審議会等の附属機関の委員を選任する場合は、原則として公募による市民を含めます。

2 審議会等の会議は、原則として市民に公開します。

(住民投票)

第22条 市長は、市政に関する特に重要な事項について広く住民（市内に住所を有する者をいいます。以下同じです。）の意思を確認するため、その都度、議会の議決を経て制定される条例（以下「住民投票条例」といいます。）の定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票条例の制定を市長に請求することができます。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、住民投票条例で定めます。

(パブリックコメント制度)

第23条 行政は、重要な計画、制度等（以下「計画等」といいます。）を定めようとするときは、事前にその内容を広く公表し、市民から意見を募るパブリックコメントを実施します。

2 行政は、パブリックコメントにより提出された市民の意見に対し考え方を公表するとともに市民の意見を尊重し、計画等に反映するよう努めます。

(地域委員会)

第24条 市民は、地域の課題を解決するため、小学校区を基本として、当該地域の自治会、各種団体、事業者等の多様な団体及び個人で構成する地域委員会（以下「地域委員会」といいます。）を設立することができます。

2 地域委員会は、誰もが参加できる開かれた組織とし、その適切な運営に努めます。

3 地域委員会は、当該地域が取り組む活動方針及び事業を定める地域振興計画を策定します。

4 行政は、地域委員会の設立及び活動を支援します。

(市民活動センター)

第25条 市長は、市民、市民活動団体等の主体性及び自律性を尊重し、協働して市民活動を推進するため、市民活動センターを設置します。

(まちづくり市民会議)

第26条 市長は、協働によるまちづくりを推進するため、市民が市政に関する施策を提言するまちづくり市民会議（以下「まちづくり市民会議」といいます。）を開催します。

2 市民は、まちづくり市民会議に主体的に参画します。

3 行政は、まちづくり市民会議から提言のあった施策の実現に努めます。

(まちづくりに関する住民満足度の調査)

第27条 市長は、まちづくりに関する住民の満足度を調査します。

2 市長は、前項の調査結果を公表し、市政に反映します。

第9章 国、県その他の自治体との協力等

(国、県その他の自治体との協力)

第28条 行政は、共通する課題を解決するため、国、県その他の自治体と相互に連携し、協力します。

(他地域との交流)

第29条 市民、議会及び行政は、国内外の地域及び団体との多様な交流をまちづくりに生かします。

第10章 関市自治基本条例推進審議会

(関市自治基本条例推進審議会)

第30条 市長は、この条例の運用及び進捗を管理するため、関市自治基本条例推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用及び見直し並びに協働のまちづくりの推進に関することについて調査及び審議し、答申します。
- 3 審議会は、前項に定めるもののほか、この条例の運用及び見直しについて市長に提言することができます。
- 4 市長は、この条例を見直す必要があるときは、審議会の意見を尊重します。
- 5 審議会は、学識経験者、公共的団体の推薦による者及び公募による市民のうちから市長が委嘱する15人以内の委員で組織します。
- 6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、委員の再任は妨げません。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第11章 その他

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行します。
(関市自治基本条例策定審議会条例の廃止)
- 2 関市自治基本条例策定審議会条例（平成24年関市条例第28号）は、廃止します。
(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正します。
(次のよう略)

○ 関市自治基本条例推進審議会規則

平成27年関市規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、関市自治基本条例（平成26年関市条例第40号。以下「条例」という。）第30条第7項の規定に基づき、関市自治基本条例推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の数等)

第2条 条例第30条第5項に規定する審議会の公募による市民の委員は、3人以内とする。

2 市長は、審議会の委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。ただし、前条第1項の規定により会長が互選されるまでの間に開催される審議会の会議については、市長が招集する。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱された審議会の委員の任期は、条例第30条第6項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

○ 関市審議会等の会議の公開に関する規程

平成29年関市訓令甲第2号

(目的)

第1条 この訓令は、関市自治基本条例（平成26年関市条例第40号）第21条第2項の規定に基づき、審議会等の会議を公開することにより、市政に関する説明責任を果たすとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関その他これに類するものをいう。

(会議の公開基準)

第3条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 法令、条例等（以下「法令等」という。）の規定により会議が非公開とされているとき又は法令等の趣旨に鑑み会議を非公開とすべきと判断したとき。
- (2) 関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）第6条第1項に規定する情報（以下「非公開情報」という。）が含まれる事項について審議等を行うとき。
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等は、前条の規定に基づき、会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。

2 審議会等は、会議の非公開を決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第5条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席及び報道機関席を設けるよう努めるものとする。
- 3 審議会等は、報道機関から会議について取材の申入れがあったときは、十分配慮するものとする。

(会議開催の事前公表)

第6条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催をあらかじめ公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による公表は、当該会議を開催する日の7日前までに、次に掲げる事項について、本市のホームページへの掲載その他の広報手段により行うものとする。
 - (1) 会議の名称及び議題
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 公開又は非公開の別（非公開とする場合にあつては、その理由）
 - (4) 傍聴者の定員
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(傍聴に関わる手続等)

第7条 審議会等の会議は、第3条第1項ただし書の規定により公開しない場合を除

き、傍聴することができる。

- 2 審議会等の会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付簿に必要な事項を記載しなければならない。
- 3 前項の傍聴しようとする者の数が前条第2項第4号の定員を超えるときは、受付順に傍聴者を決定するものとする。ただし、審議会等が特に必要と認めるときは、抽選によることができる。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、審議会等の会議を傍聴することができない。
 - (1) 危険と認める器物を携帯している者
 - (2) 酒気を帯びている者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認める者
- 5 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守し、静穏に傍聴しなければならない。
 - (1) 会議における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (3) 写真の撮影、録音、録画等をしないこと。ただし、審議会等の長の許可を得たときは、この限りでない。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 6 審議会等の長は、傍聴者が前項各号に掲げる事項に違反するときは、これを制止し、それに従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(会議資料の提供)

第8条 審議会等は、公開する会議において、傍聴者に会議の資料（非公開情報が記載されているときは、当該非公開情報の記載部分を除いたもの。以下「会議資料」という。）を提供するよう努めるものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書その他の個々に配布することが困難であると認める会議資料については、会場において傍聴者の閲覧に供するよう努めるものとする。

(会議録等の作成)

第9条 審議会等は、会議終了後、当該会議の公開又は非公開にかかわらず、速やかに当該会議の会議録又は会議結果の概要（以下「会議録等」という。）を作成するものとする。

(会議資料及び会議録等の公表)

第10条 審議会等は、会議資料及び公開された審議会等の会議に関する会議録等の写し（非公開情報が記載されているときは、当該非公開情報の記載部分を除いたもの）を当該審議会等を所管する課等において閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載することにより公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日までの間行うものとする。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第11条 審議会等の会議の公開について、法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(委任)

第12条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

○ 関市自治基本条例推進審議会の会議の傍聴に関する規程

平成28年6月28日審議会決定

(趣旨)

第1条 この規程は、関市自治基本条例推進審議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の制限)

第2条 会長は、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の禁止)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許可しない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器の類その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (3) 前2号に定めるもののほか、会長が傍聴を不相当と認める者

(遵守事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴席以外において傍聴しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会議における言論に対して拍手又は言語をもって可否を表明しないこと。
- (4) 私語、談笑その他会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (5) その他会長の指示に従うこと。

(退場命令)

第5条 会長は、傍聴人がこの規程に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、退場を命ずることができる。

附 則

この規程は、平成28年6月28日から施行する。

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続の実施について必要な事項を定め、市の政策形成過程における公正性及び透明性の向上を図り、もって市民等の市政への参画及び開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「パブリックコメント手続」とは、市の重要な政策の形成過程において、その政策に関する計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見又は情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等に対する考え方を明らかにするとともに、その意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行う手続をいう。

2 この告示において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者

3 この告示において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるもののうち、市民生活に広く影響を与えるもので、実施機関が必要と認めるものとする。ただし、迅速性若しくは緊急性を要するもの、軽微なもの又は法令等に同様の手続が定められているものは、対象としない。

- (1) 総合計画その他の市の基本的な政策を定める計画、個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画又は大規模な拠点開発若しくは施設整備計画の策定及び改定の案
- (2) 市の基本的な制度を定めることを内容とする条例又は広く市民等に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定及び改廃に係る基本となる方針の案

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、前条各号に該当するもの（以下「計画等」という。）の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、作成の趣旨、目的、背景等当該計画等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、市のホームページへの掲載又は実施機関の担当部署における閲覧の方法により行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、市広報への掲載、報道機関への情報提供等の方法を活用し、公表の周知に努めるものとする。

3 前条の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見等の提出期間及び提出方法)

第6条 意見等の提出期間は、原則として計画等の公表の日から起算して30日以上の期間とする。

2 意見等の提出方法は、次に掲げる方法のうちから実施機関が選択して定めるものとする。

- (1) 郵便又はこれに類するもの
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出

3 実施機関は、市民等から意見等の提出を受ける際には、当該意見等を提出した個人の住所及び氏名又は法人その他の団体の所在地、名称等当該提出した者を特定できる事項を明記させるものとする。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、提出された意見等を十分に考慮して計画等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等についての意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとし、当該計画等の案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 前項に規定する修正には、提出された意見等を考慮した結果、廃案とした場合を含むものとする。

4 提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち、類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表するものとする。

5 第5条第1項及び第2項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(適用除外)

第8条 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関その他これに類するものがこの告示に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき計画等の立案を行うときは、この告示に定める手続を行わないことができる。

(実施状況の把握)

第9条 市長は、各実施機関がパブリックコメント手続を行っている案件について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市長公室企画広報課に備え付けるとともに市のホームページに掲載するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限、計画等の案の入手方法及び問い合わせ先を明記するものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある計画等で市民等の意見等を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この告示の規定を適用しない。

(趣旨)

第1条 この規則は、関市自治基本条例（平成26年関市条例第40号。以下「条例」という。）第24条第1項の規定に基づき設立される地域委員会に関し、認定の手續、交付金、地域支援職員による活動の支援等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(認定)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当すると認められる団体を、地域委員会として認定する。

(1) 地域の課題を解決するため、小学校区を基本として、当該地域の自治会、各種団体、事業者等の多様な団体及び個人で構成され、当該小学校区を代表している団体

(2) 団体の名称、事務所の所在地、総会の方法、代表者及び役員の役割、予算管理及び決算報告の方法、規約の改廃方法その他団体を運営するために必要な事項が規約に定められている団体

(3) 団体の代表者及び役員の選出方法その他の団体運営が、規約に基づいて行われている団体又は行われると認められる団体

(4) 地域振興計画（地域の将来像及び地域課題を明らかにし、当該地域が取り組む活動方針及び事業を定めた計画をいう。以下同じ。）を策定している団体

2 市長は、地域委員会は原則1小学校区に1団体として認定する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 地域委員会の認定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、関市地域委員会認定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 規約

(2) 組織図及び役員名簿

(3) 地域振興計画

(4) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、地域委員会に認定することを決定したときは関市地域委員会認定通知書（別記様式第2号）により申請団体に通知する。

(活動)

第4条 地域委員会は、地域振興計画に基づくまちづくり活動を行うものとする。

(活動の制限)

第5条 地域委員会は、次に掲げる活動を行ってはならない。

(1) 法令、条例等に違反する活動

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動

(3) 宗教的活動又は政治的活動

(4) その他市長が適当でないとする活動

2 市長は、第3条第4項の規定により地域委員会として認定した団体が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消さなければならない。

(地域づくり支援交付金)

第6条 市長は、地域委員会が行う地域振興計画に基づくまちづくり活動において実

施する事業（以下「交付対象事業」という。）に対し、関市地域づくり支援交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

- 2 交付金の額は、毎年度3,000,000円を限度とする。ただし、第3条第4項の規定による地域委員会の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日を経過した地域委員会の交付金の額については、別表区分欄に掲げる交付金の区分に応じ、同表交付金の額欄に定める交付金の額を限度額とする。
（交付対象経費）

第7条 交付金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、地域委員会が行うまちづくり活動に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、交付金の交付対象経費に含めない。

- (1) 本市の他の負担金、補助金及び交付金を受ける事業に関する経費
 - (2) 1,000,000円を超える人件費
 - (3) 道路、施設整備等の工事等に関する経費
 - (4) 備品購入費（交付対象事業の実施に必要な50,000円以下の備品を除く。）
 - (5) 他の団体等への負担金、補助金及び交付金
 - (6) その他交付対象経費に含めることが適当でないと認められる経費
- （交付の申請）

第8条 交付金の交付を受けようとする地域委員会は、関市地域づくり支援交付金交付申請書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第4号）
 - (2) 収支予算書（別記様式第5号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定及び通知）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付金の交付を決定したときは関市地域づくり支援交付金交付決定通知書（別記様式第6号）により、交付金を交付しないことを決定したときは関市地域づくり支援交付金不交付決定通知書（別記様式第7号）により、当該地域委員会に通知する。
（事業の変更）

第10条 交付金の交付決定の通知を受けた地域委員会は、交付対象事業の内容及び経費の配分の変更（交付対象経費の総額の3割以内の変更を除く。）をしようするときは、関市地域づくり支援交付金事業変更届（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し又は交付金の返還）

第11条 市長は、地域委員会が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定をした交付金の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付をした交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第5条第2項の規定により、市長が地域委員会の認定を取り消したとき。
- (2) 交付金の交付対象事業を中止したとき。
- (3) 交付金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (5) この規則その他法令等の規定に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させる場合は、関市地域づくり支援交付金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により当該地域委員会に通知する。
（実績報告）

第12条 交付金の交付を受けた地域委員会は、交付対象事業が完了したときは、速やかに関市地域づくり支援交付金実績報告書（別記様式第10号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第11号）
- (2) 収支決算書（別記様式第12号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（交付金の額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付金の額を確定し、関市地域づくり支援交付金額確定通知書（別記様式第13号）により当該地域委員会に通知する。

（交付金の交付等）

第14条 市長は、前条の交付金の額の確定後に、交付金を交付する。ただし、交付金の交付について必要と認めるときは、第9条の規定により決定した交付金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 地域委員会は、前条の規定による通知を受けたとき又は前項ただし書の規定による概算払を受けるときは、関市地域づくり支援交付金請求書（別記様式第14号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定による概算払を受けた地域委員会は、前条の規定による通知を受けた交付金の確定額が概算払額を下回るときは、速やかに交付金の差額を返還しなければならない。

（関係書類の保存期間）

第15条 地域委員会は、交付金の使途について収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての証拠書類を当該交付金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（地域支援職員）

第16条 市長は、地域委員会が行う地域振興計画に基づくまちづくり活動を支援するため、1の地域委員会に5人以内の地域支援職員（以下「支援職員」という。）を任命する。

2 支援職員の任期は2年とし、補欠による支援職員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、支援職員の再任は妨げない。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以後最初に任命された支援職員の任期は、第16条第2項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

別表（第6条関係）

区分		交付金の額
基本額	均等割	2,000,000円
	人口割	77.4円に4月1日現在の当該地域委員会の住民基本台帳による人口（以下「地域人口」という。）を乗じて得た額（10,000円未満四捨五入）
地域加算額		地域人口が3,000人以上5,000人以下のとき 200,000円
		地域人口が2,999人以下のとき 250,000円

事業加算額	子育て応援事業	妊娠及び子育て中の母を支援するため、小学生以下の子どもを対象とした事業を行ったとき 200,000円
	女性主体事業	女性を参加対象とした事業又は女性が主体となって企画した事業を行ったとき 200,000円
	若者主体事業	49歳以下の若者を参加対象とした事業又は49歳以下の若者が主体となって企画した事業を行ったとき 200,000円
	地域振興計画事業	住民アンケート調査、地域振興計画の冊子作成その他の地域振興計画の策定又は見直し（以下「策定等」という。）に係る事業を行ったとき 500,000円（ただし、策定等が1の年度で完了しない場合であって、前年度までに同一の策定等に係る事業に対して交付された交付金（当該事業に係る事業加算額を含むものに限る。）があるときは、500,000円から当該交付金（当該事業加算額に係る部分に限る。）の総額を差し引いて得た額）